

米原市国民健康保険運営協議会	資 料1
令和5年12月20日(水)	

令和6年度 米原市国民健康保険の税率について

(仮算定ベース)

米原市国民健康保険

※滋賀県健康医療福祉部医療保険課の資料から一部抜粋、引用

1 令和6年度 国保事業費納付金・標準保険料率の仮算定結果（1）

●米原市の国保事業費納付金

	R 6 年度（仮算定）	R 5 年度本算定	増減	参考（R 4 年度本算定）
医療給付費分	574,928,655円	540,720,176円	+34,208,479円	483,459,965円
後期高齢者支援金分	212,815,127円	212,431,734円	+383,393円	190,339,207円
介護納付金分	64,244,715円	65,580,958円	▲1,336,243円	63,364,251円
合計	851,988,497円	818,732,868円	+33,255,629円	737,163,423円

●1人当たり保険税額の比較

（法定軽減前）

標準保険料率（R6）	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	6,521人	7.67%	32,423円	22,450円	577,295,657円	
後期高齢者支援金分	6,521人	2.95%	12,173円	8,428円	217,424,527円	
介護納付金分	1,871人	2.52%	12,850円	6,329円	65,636,202円	
計					860,356,386円	131,936円
標準保険料率（R5）	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	6,895人	6.82%	28,644円	19,456円	539,954,662円	
後期高齢者支援金分	6,895人	2.83%	11,533円	7,834円	218,304,115円	
介護納付金分	2,018人	2.37%	12,231円	6,110円	67,393,853円	
計					825,652,630円	119,747円
現行税率（R5）	被保険者数	所得割	均等割	平等割	賦課総額	1人当たり税額
医療給付費分	6,756人	5.78%	24,300円	16,500円	444,278,439円	
後期高齢者支援金分	6,756人	2.48%	10,100円	7,000円	186,257,722円	
介護納付金分	1,957人	2.29%	11,800円	5,900円	62,585,094円	
計					693,121,255円	102,593円

1人当たりの賦課額（軽減前）は現行税率から29,343円の増額
前年度（令和5年度）の標準保険料率による1人当たり税額からも12,189円の増額

1 令和6年度 国保事業費納付金・標準保険料率の仮算定結果（2）

標準保険料率が増加した主な要因【一人当たり標準保険料ベース】

県全体

R5年度:124,498円 → R6年度:135,967円(対R5年度+11,469円、+9.21%)

米原市

R5年度:119,747円 → R6年度:131,936円(対R5年度+12,189円、+10.18%)

①医療分

[増減理由]・医療費の増による影響(+3,912円)、前期高齢者交付金の算定方法の変更、基金6億円積立てによる影響(+1,279円)、令和5年度に剰余金(5億円)を活用したことによる影響等

県全体

R5年度:81,391円 → R6年度:91,079円(対R5年度+9,688円、+11.9%)

米原市

R5年度:78,311円 → R6年度:88,529円(対R5年度+10,218円、+13.05%)

②後期高齢者支援金分

[増減理由]・後期高齢者支援金分、介護納付金分 国が示す納付金額等の増減による影響等

県全体

R5年度:32,732円 → R6年度:34,130円(対R5年度+1,398円、+4.27%)

米原市

R5年度:31,661円 → R6年度:33,342円(対R5年度+1,681円、+5.31%)

※後期高齢者医療制度では、医療費の4割は74歳までの各医療保険の被保険者が負担(支援)します。

③介護納付金分

県全体

R5年度:10,375円 → R6年度:10,758円(対R5年度+383円、+3.69%)

米原市

R5年度:9,774円 → R6年度:10,065円(対R5年度+291円、+2.97%)

※介護保険制度では、サービス費用の27%は介護第2号被保険者(40歳~64歳)が負担します。

2 令和6年度 国民健康保険税率（案）について

● 令和6年度国民健康保険税率について

【方針（案）】令和4年度の市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を基金で調整し、保険料水準統一に向けた調整期において被保険者に合理的な根拠を示しうる伸びとなるよう税率を引き上げる。

標準保険料率（仮算定）	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.67%	32,423円	22,450円
後期高齢者支援金分	2.95%	12,173円	8,428円
介護納付金分	2.52%	12,850円	6,329円
1人当たり保険料	131,936円		



標準保険料率（仮算定 +県調整（5億活用））	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.49%	31,667円	21,926円
後期高齢者支援金分	2.95%	12,173円	8,428円
介護納付金分	2.52%	12,850円	6,329円
1人当たり保険料	129,871円		

《参考》

現行税率	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	5.78%	24,300円	16,500円
後期高齢者支援金分	2.48%	10,100円	7,000円
介護納付金分	2.29%	11,800円	5,900円
1人当たり保険税	102,593円		

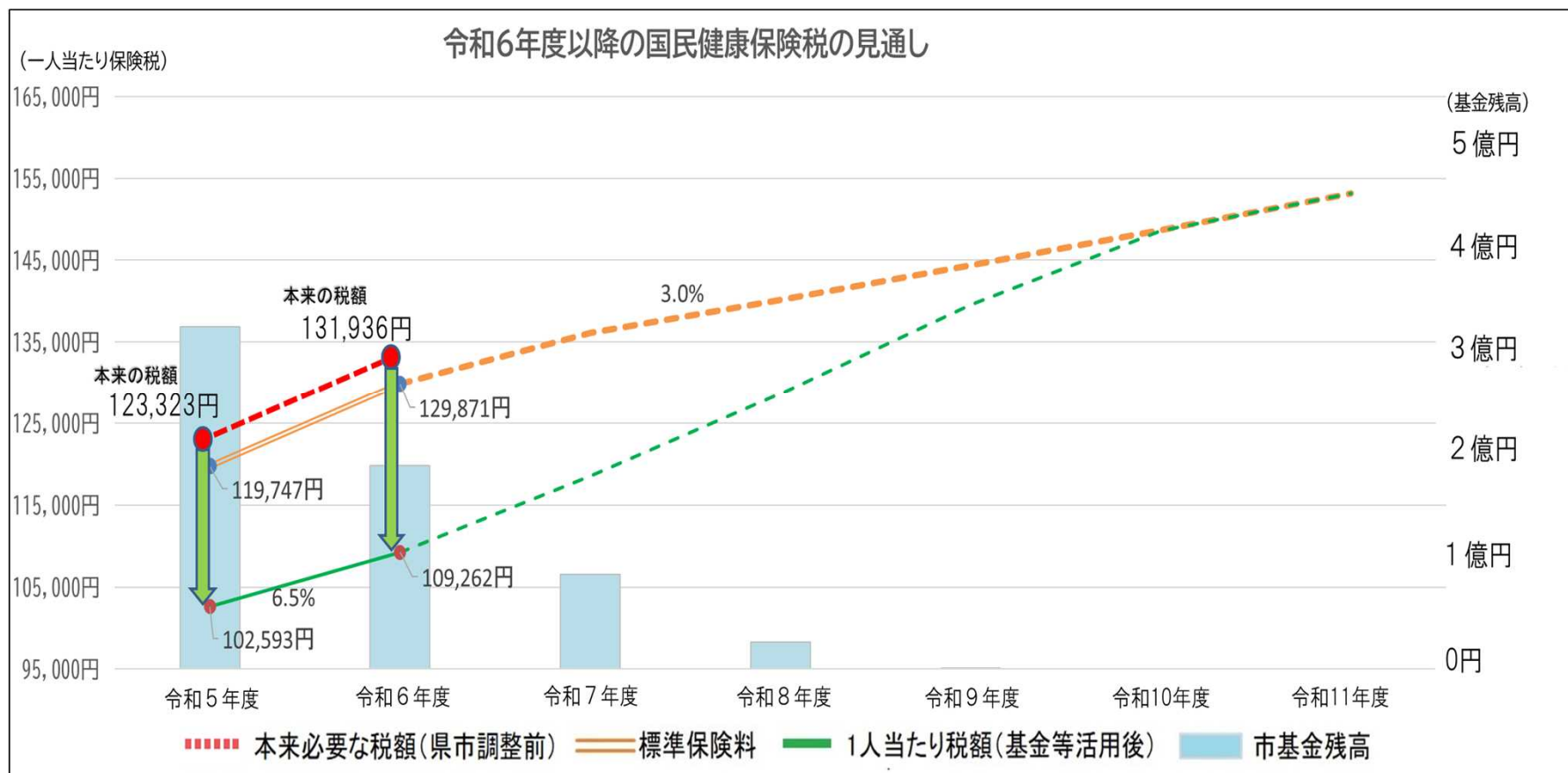


令和6年度税率 （案）	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.08% （▲1.41%） 【+0.30%】	25,708円 （▲5,959円） 【+1,408円】	17,800円 （▲4,126円） 【+1,300円】
後期高齢者支援金分	2.65% （▲0.30%） 【+0.17%】	10,948円 （▲1,225円） 【+848円】	7,580円 （▲848円） 【+580円】
介護納付金分	2.27% （▲0.25%） 【▲0.02%】	11,594円 （▲1,256円） 【▲206円】	5,710円 （▲619円） 【▲190円】
1人当たり保険税	109,262円 （▲20,609円） 【+6,669円】		

※（ ）は標準保険料率（仮算定（県調整））との差、【 】は現行税率との差

今後の方向性（本市における基金等活用による保険税率の調整）

令和9年度（移行期間：令和11年度まで）の保険料水準統一に向け、令和6年度税率を6.5%の伸びとし、以降、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げる。



今後の米原市における基金の活用見込

令和5年度および令和6年度で約1億3000万円ずつ活用し、以降、概ね均等な伸び率となるよう、基金を活用する。

【参考】 モデルケースによる比較

【ケース①】 世帯構成 4 人

- ・ 50歳（給与年収：380万円
（合計所得額：260万円））
- ・ 45歳（年収：0円）
- ・ 20歳（年収：0円）
- ・ 18歳（年収：0円）

【ケース②】 世帯構成 2 人

- ・ 68歳（年金年収：235万円
（合計所得額：125万円））
- ・ 64歳（年金年収：108万円
（合計所得額：48万円））

（単位：円）

	ケース①		現行税率との差		ケース②		現行税率との差	
	年税額	月当たり 税額	年税額	月当たり 税額	年税額	月当たり 税額	年税額	月当たり 税額
令和 5 年度現行税率	419, 400	34, 950			182, 800	15, 233		
令和 6 年度標準保険料率 （仮算定）	526, 300	43, 858	106, 900	8, 908	232, 800	19, 400	50, 000	4, 167
R 6 年度標準保険料率（仮 算定）+ 県調整（5 億活用）	518, 900	43, 242	99, 500	8, 292	229, 200	19, 100	46, 400	3, 867
【令和 6 年度税率案】R 6 年度標 準保険料率（仮算）+ 市調整（R 6 年度を6.5%とし、以降段階的 に引上げ調整）	439, 400	36, 617	20, 000	1, 667	193, 000	16, 083	10, 200	850
【令和 6 年度税率案】R 6 年度標 準保険料率（仮算）+ 市調整（R 6 年度以降、概ね均等な伸び率で 段階的に引上げとなるよう調整）	444, 600	37, 050	25, 200	2, 100	195, 300	16, 275	12, 500	1, 042

【参考】モデルケースによる比較

【ケース①】

世帯構成 4 人

- ・ 50歳（給与年収：380万円（合計所得額：260万円））
- ・ 45歳（年収：0円）
- ・ 20歳（年収：0円） ・ 18歳（年収：0円）

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5.78%	24,300円	16,500円	
	125,426円	97,200円	16,500円	239,100円
後期高齢者 支援金分	2.48%	10,100円	7,000円	
	53,816円	40,400円	7,000円	101,200円
介護納付金分 (40～64歳)	2.29%	11,800円	5,900円	
	49,693円	23,600円	5,900円	79,100円
計		(月当たり34,950円)		419,400円

R6税率 (案)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	6.08%	25,708円	17,800円	
	131,936円	102,832円	17,800円	252,500円
後期高齢者 支援金分	2.65%	10,948円	7,580円	
	57,505円	43,792円	7,580円	108,800円
介護納付金分 (40～64歳)	2.27%	11,594円	5,710円	
	49,259円	23,188円	5,710円	78,100円
計		(月当たり36,617円)		439,400円

年間差額：20,000円（1,667円/月）

【ケース②】

世帯構成 2 人

- ・ 68歳（年金年収：235万円（合計所得額：125万円））
- ・ 64歳（年金年収：108万円（合計所得額：48万円））

現行税率	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	5.78%	24,300円	16,500円	
	50,286円	48,600円	16,500円	115,300円
後期高齢者 支援金分	2.48%	10,100円	7,000円	
	21,576円	20,200円	7,000円	48,700円
介護納付金分 (40～64歳)	2.29%	11,800円	5,900円	
	1,145円	11,800円	5,900円	18,800円
計		(月当たり15,233円)		182,800円

R6税率 (案)	所得割	均等割	平等割	年税額
医療給付費分	6.08%	25,708円	17,800円	
	52,896円	51,416円	17,800円	122,100円
後期高齢者 支援金分	2.65%	10,948円	7,580円	
	23,055円	21,896円	7,580円	52,500円
介護納付金分 (40～64歳)	2.27%	11,594円	5,710円	
	1,135円	11,594円	5,710円	18,400円
計		(月当たり16,083円)		193,000円

年間差額：10,200円（850円/月）

補足事項

この資料は、県から示された仮係数による算定結果をベースとして作成しています。

本係数による算定結果は、令和6年1月上～中旬に示される予定であり、係数の変動に伴い数値（納付金額や標準保険料率等）の増減も見込まれます。

しかし、数値の極端な増減の可能性は低いと考えられることから、令和6年度の税率の方向性としては、この資料を基に決定させていただきたいと考えています。

令和6年度税率(案)の趣旨等

令和5年度においては、令和4年度の一人当たり保険税に対し6.5%の伸び率となるように基金の投入額を決定し、税率を設定しました。

令和6年度においては保険税率の伸びを6.5%にとどめたいと考えています。



■令和6年度算定時の状況

(1) 保険給付費（医療分）の見込額が大幅に増となった。

【原因】医療費の見込みの算定においては、医療費は大幅に伸びている令和5年3月～5月の医療費の実績を基礎として、過去2年間の伸び率を反映して算出している（⇒一人当たり医療費は前年度比+3.29%）。新型コロナウイルス感染症の反動により、入院医療費等が増加する等により伸び率が高く出ていると考えられる。

(2) 国における令和6年度算定においては、前期高齢者交付金の概算払による算定方式を過去3年平均で算出することとされたため、県全体で約10億円減少したこと。

⇒(1)(2)により、令和6年度は大幅に増となったが、令和7年度以降は令和6年度ほどの変動はないと想定され、一人当たり標準保険料は毎年度概ね3%ずつ伸びるものと考えられる。

(3) 県内市町との保険料水準の統一年度は9年度とされており、11年度までを移行期間とされており、これ以後は保険税（料）の引下げのために基金を使うことは出来なくなる（県および県内市町との調整において、市町基金が無くても安定した国保運営ができるよう検討を進めており、保険料水準統一後に基金を残す必要はない。基金が余った場合、保健事業に使えるが、県との協議において、市町の自主的な保健事業は統一後も変わらず実施できるよう調整中。）。

⇒以上のことから、令和5年度の一人当たり保険税に対して6.5%の伸びで算出したい。